

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>県議会議員の期末手当の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>第1 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正</p> <p>期末手当の額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 令和2年度 (6月期 1. 675月分 1. 675月分) 12月期 1. 675月分 → <u>1. 625月分</u> (△0. 05月) 年 <u>3. 350月分</u> <u>3. 300月分</u></p> <p>(2) 令和3年度以降 6月期 1. 625月分 → <u>1. 65月分</u> 12月期 1. 625月分 → <u>1. 65月分</u> (年間を通じて△0. 05月) 年 <u>3. 300月分</u> (第8条関係)</p> <p>第2 施行期日等 1 令和2年12月1日から施行する。ただし、第1の(2)は、令和3年4月1日から施行する。(令和2年11月30日公布)</p>